

高濃度PCB廃棄物の 処分期間の終了が迫っています！

★★高濃度 PCB を含む変圧器・コンデンサー等・・・平成 30 年 3 月 31 日まで★★

★★高濃度 PCB を含む安定器・汚染物等・・・平成 33 年 3 月 31 日まで★★

※低濃度 PCB 廃棄物の処分期間は平成 39 年 3 月 31 日までです。

変圧器やコンデンサーなどには、人体に有害であることが判明しているポリ塩化ビフェニル、通称 PCB を用いたものがあり、福岡県内でこれらの PCB 廃棄物をお持ちの事業者は上記の期間内に処分委託を行わなければなりません。使用中の変圧器・コンデンサー及び安定器等についても、処分期間内に使用を終え、処分する必要があります。

下図を参考に工場や事務所などに PCB を含む機器がないか、ご確認をお願いします。

※通電中の電気機器に近づくと感電の恐れがあり、**大変危険**です。
電気機器の確認の際は必ず、電気保安技術者等に依頼してください。

古い照明器具を使用していないか？

1977年3月以前の建物には
PCBを含んだ安定器が使用さ
れている可能性があります。



建物

キュービクル等
で、PCBを含ん
だ変圧器やコン
デンサーを使用
していませんか？



変圧器

倉庫

倉庫等で、長年保管している電気
機器はありませんか？



コンデンサー

キュービクル

※1 電気事業法の「電気工作物」に該当する場合は、九州産業保安監督部への届出が必要です。
※2 「※1」を除く使用中の高濃度 PCB 使用製品（安定器等）、PCB 廃棄物は所管事務所への届出が必要です。

◇処分委託先

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）北九州 PCB 処理事業所（Tel.093-522-8588）

中小企業が高濃度 PCB 廃棄物を処分する場合は処分費用の軽減措置があります。詳しくは JESCO 中小軽減担当（Tel.0120-808-534）にお問い合わせください。

◇処分期間を過ぎると行政処分の対象となります！

◇詳しくは福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/pcb.html>）をご覧ください。

●問合せ

北筑後保健福祉環境事務所 Tel.0942-30-1058

（北九州市・福岡市・大牟田市・久留米市に事業所がある場合は各市役所にお問い合わせください。）